

給水装置工事主任技術者の選任・解任時の提出書類

水道法第 25 条の 4（給水装置工事主任技術者）

給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を届け出する必要があります。これを解任したときも同様です。

1. 企業団指定様式

①給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式 5）（必須）

2. 必要添付書類

①選任する給水装置工事主任技術者の免状の写し（厚生労働大臣発行のもの）

※適法な給水装置工事主任技術者の選任を行わなかった場合には、水道法第 25 条の 11 の規定により給水装置の指定の取消しを受けることがあります。

様式 5

給水装置工事主任技術者 選任・解任 届出書

春日那珂川水道企業団企業長 様

平成 年 月 日

届出者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名
電話番号

印

水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選 任 の届出をします。
解 任

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水指定工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。